

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 8283-1（以下、第1部）の規定による。） 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条9  9.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による 箇条9 寸法及び適合性 機器用カプラーは、次のようなものでなければならない。 クラスI機器用及びクラスII機器用のミシン用カプラーは、次のようなものでなければならない。 ーミシン用コネクタには、規定する距離に適合するようにソケットコンタクトが埋め込まれていなければならない ーソケットコンタクトの内部の長さは、ソケットコンタクトとミシン用インレットの挿入ピンとの間のオーバーラップ部分が4 mm以上でなければならない クラス0機器用のミシン用コネクタは、外郭の受け口面から計測したときに、規定の寸法以上、ソケットコンタクトが埋め込まれていなければならない。 9.101 互換性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

				<p>筒条12</p> <p>12.2</p> <p>12.101</p> <p>筒条13</p> <p>13.101</p> <p>13.102</p>	<p>ミシン用カプラーは、規定のスタンダードシートに適合するコネクタ又は機器用インレットと互換性があってはならない。</p> <p>筒条12 端子及び終端</p> <p>12.2 コード交換形機器用カプラー</p> <p>規定の規格に適合したコードを使用する場合、コード交換形ミシン用コネクタの端子は公称断面積が1 mm<sup>2</sup>の可とう導体を付けられるものでなければならない。</p> <p>12.101 2個以上の導体を接続するコード交換形ミシン用コネクタの端子は、接続する導体数を確認しなければならない。</p> <p>筒条13 構造</p> <p>13.101 コンタクトの配置</p> <p>ミシン用コネクタは、溝などに埋め込まれたコンタクトがあってはならない。</p> <p>13.102 追加のSELVコンタクトをもつコネクタ</p> <p>供給電圧用と安全特別低電圧 (SELV) 用との両方の接点をもつミシン用コネクタは、コード交換形であってはならない。</p>	
<p>第 三 条</p> <p>第 1 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>筒条11</p>	<p>筒条11 接地の装備 (第1部の規定による。)</p> <p>保護接地極 (コンタクト又はピン) をもつ機器用カプラーは、保護接地極を最初に接続し、他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

				<p>な影響を受けることなく、これに耐えるものでなければならぬ。</p> <p>箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。） 規定の屈曲試験中、試験電流が流れなくなったり、導体間に短絡が生じてはならない。 屈曲試験後、試料にこの規格の要求事項を満たさなくなる損傷があつてはならない。 コードガードがある場合は、それが本体から離脱したり、コードの絶縁体が摩耗したり、擦り切れたりしてはならない。</p> <p>箇条24 耐熱性及び耐劣化性（第1部の規定による。） エラストマ性又は熱可塑性の材料のコネクタ及びプラグコネクタは、劣化に対する十分な耐性をもたなければならぬ。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部（第1部の規定による。） 端子とその他の部品との結合部は、通常の使用状態で緩まないように設計しなければならない。 通電ピン、通電コンタクト、接地ピン及び接地コンタクトは、機器用カプラーの中で発生する状態の下で、十分な耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。</p> <p>箇条28 耐腐食性（第1部の規定による。） 鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。</p>	
--	--	--	--	---	--



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラ

				<p>箇条25</p> <p>箇条27</p>	<p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部（第1部の規定による。） 機械的摩耗を受けるおそれのある部品は、電気めっき被膜をもつ鋼であってはならない。</p> <p>箇条27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 電气的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって、著しい影響を受けてはならない。 高温用及び超高温用の機器用カプラの充電部を保持する又はそれに接触する絶縁部は、耐トラッキング性材料のものでなければならない。</p>	
<p>第七條 第 1 号</p>	<p>感電に対する 保護</p>	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条10</p>	<p>箇条10 感電に対する保護（第1部の規定による。） 機器用カプラは、部分的に又は完全にかん合したとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。 コネクタ及び機器用アウトレットは、通常使用するように適切に組み立て、結線したとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。 機器用インレット又はプラグコネクタのピンとコネクタ又は機器用アウトレットのコンタクトとが接触したとき、ピンが可触になるような長さであってはならない。 充電部への接近を防止する部分は、工具を用いないで取り外すことができてはならない。</p>	





## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラ

				<p>箇条26</p> <p>むコード止めの金属部品は、接地回路から絶縁しなければならない。</p> <p>箇条26 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラは、空間距離、沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が、機器用カプラ及び相互接続カプラの寿命中に生じる環境的影響の下において、電氣的、機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。</p>	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条19</p> <p>箇条27</p> <p>箇条19 開閉性能（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラは、規定の試験中にいずれの箇所にも持続するアークがあってはならない。</p> <p>箇条27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。）</p> <p>電氣的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって、著しい影響を受けてはならない。</p>	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条21</p> <p>箇条21 温度上昇（第1部の規定による。）</p> <p>コンタクト、その他の通電部は、電流が流れて生じる温度上昇が過度にならないように設計しなければならない。</p> <p>端子又は終端及びコンタクトの温度上昇は、45 Kを超えてはならない。</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラ

				<p>筒条23</p> <p>筒条25</p>	<p>ーコード止め又はその一部がコネクタ及びプラグコネクタの他の構成部品の一つと一体となっているか又はそれに固定する</p> <p>ケーブル止めに規定の引張試験及びトルク試験を行ったとき、コードは、規定以上に移動してはならない。</p> <p>筒条23 機械的強度（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラは、規定の自然落下試験、横方向による引張試験、インパクト試験、トルク及び引張試験等に耐える十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>筒条25 ねじ、通電部及び接続部（第1部の規定による。）</p> <p>ねじは、規定の試験において、ねじ接続は緩まず、その後のアクセサリの使用を妨げるようなねじの破損、又はねじ頭の溝、ねじ山、ワッシャ若しくは締付板の損傷が生じてはならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	筒条4	<p>筒条4 一般要求事項（第1部の規定による。）</p> <p>機器用カプラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。</p>	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	<p>—</p> <p>筒条29 電磁両立性（EMC）要求事項（第1部の規定による。）</p> <p>注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。</p>	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考え

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

						る。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） 機器用カプラーは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12  箇条22	箇条12 端子及び終端（第1部の規定による。） コード交換形機器用カプラーは、規定の寸法の電線を適切に接続ができるねじ形又はねじなし形締付式接続器具を備えなければならない。 箇条22 コード及びその接続（第1部の規定による。） コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、コネクタ及びプラグコネクタのタイプに従って規定するコードのタイプ以上のコードを備え、かつ、コードは規定する公称断面積以上のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	— 箇条29 電磁両立性（EMC）要求事項（第1部の規定による。） 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.1 イミュニティー電子部品を内蔵していないアクセサ	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考え

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

					リ これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミュニティ試験は要求しない。	る。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	— 箇条29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 (第1部の規定による。) 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.2 エミッション—電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8	箇条8 表示 (第1部の規定による。) 規定するコネクタ及びプラグコネクタの表示は、コネクタ及びプラグコネクタを結線するとき及び使用可能な状態において、容易に識別できなければならない。 この規格に規定する表示は、読みやすく、かつ、容易に消えてはならない。表示は、ねじ、取り外せるワッシャ、その他の取り外せるものの上にあってはならない。 表示は、この試験及びこの規格の全ての非破壊試験の後、読むことができなければならない。ラベルは容易に剥がれたり、めくれあがったりしてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規 定によるほか、当該各号に定めるところに よる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は 電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のも のに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼 ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい 箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 2-1 部：ミシン用カプラー

		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-2-1:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カップラー第 2-1 部：ミシン用カップラ

		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
--	--	---	--	--	--	--